五　（略）
六　事業参加者の権利及び責任の範囲等に関する次の事項
イ～ハ　（略）
ニ　出資を伴う契約のうち、金銭をもって出資の目的とする契約にあっては、事業参加者の出資額又は出資の限度額及び出資予定総額に対する出資の割合に関する事項
七　（略）
八　委託特例事業者の報酬に関する事項
九～十六　（略）

3　不動産特定共同事業者は、法第二十五条第一項の規定による書面の交付をする場合において、同項第二号、第四号及び前項第十号に掲げる事項については、少なくとも、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　（略）
二　同項第四号に掲げる事項について次に掲げる事項
イ　（略）
ロ　当該分別管理が信託法第三十四条に基づく分別管理と異なるときは、その旨
ハ　（略）
三　前項第十号に掲げる事項について次に掲げる事項
イ・ロ　（略）

（自己取引等の禁止の適用除外）
第四十八条　（略）

（分別管理の方法）
第四十九条　不動産特定共同事業者（第一号事業又は第三号事業を行う者に限る。）、特例事業者又は適格特例投資家限定事業者は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、次の各号（第二号にあっては、宅地の造成又は建物の建築に関する工事を伴う不動産特定共同事業で当該対象不動産の賃貸を行わないものに係るものを除く。）に掲げるところにより、当該不動産特定共同事業契約に係る財産を自己の固有財産及び他の不動産特定共同事業契約に係る財産と分別して管理するものとする。

一　第五十六条に定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成すること。
二　不動産特定共同事業契約に係る財産のうち不動産特定共同事業の業務に係る金銭を第十一条第二項第十四号ロに掲げる方法（当該金銭であることがその名義により明らかなものに限る。）又は信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。以下この条において同じ。）若しくは信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。第八十五条第一項及び第二項第五号において「兼営法」という。）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下この条において同じ。）への金銭信託（当該金銭であることがその名義により明らかなものに限る。）により管理すること。

2　不動産特定共同事業者（第二号事業又は第四号事業を行う者に限る。）が、電子取引業務を行う場合において、当該電子取引業務に関して事業参加者から金銭の預託を受けるときは、次に掲げるところにより、当該預託を受けた金銭と自己の固有財産とを分別して管理するものとする。
一　第五十六条に定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成すること。

三　（略）
四　事業参加者の権利及び責任の範囲等に関する次の事項
イ～ハ　（略）
（新設）
五　（略）
（新設）
六～十三　（略）

3　不動産特定共同事業者は、法第二十五条第一項の規定による書面の交付をする場合において、同項第二号、第四号及び前項第七号に掲げる事項については、少なくとも、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　（略）
二　同項第四号に掲げる事項について次に掲げる事項
イ　（略）
ロ　当該分別管理が信託法第三十四条に基づく分別管理とは異なる旨
ハ　（略）
三　前項第七号に掲げる事項について次に掲げる事項
イ・ロ　（略）

（自己取引等の禁止の適用除外）
第二十一条の二　（略）

（分別管理の方法）
第二十一条の三　不動産特定共同事業者（第一号事業又は第三号事業を行う者に限る。）は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約（第三号事業を行う者にあっては、特例事業）ごとに、次の各号（第二号にあっては、宅地の造成又は建物の建築に関する工事を伴う不動産特定共同事業で当該対象不動産の賃貸を行わないものに係るものを除く。）に掲げるところにより、当該不動産特定共同事業契約（第三号事業を行う者にあっては、当該特例事業）に係る財産を自己の固有財産及び他の不動産特定共同事業契約（第三号事業を行う者にあっては、他の特例事業）に係る財産と分別して管理するものとする。
一　次条に定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成すること。
二　不動産特定共同事業契約に係る財産のうち不動産特定共同事業の業務に係る金銭を第八条第二項第十四号ロに掲げる方法（当該金銭であることがその名義により明らかなものに限る。）により管理すること。

（新設）